

ご来院の皆様へ

当院における看護の基準や届出等の概要は以下のとおりです。

1. 当院は、厚生労働大臣が定める基準により行う保険医療機関です。
2. 当院は、鳥取県知事より指定を受けた介護サービス提供者です。
3. 当院介護医療院さくらは、鳥取県知事より指定を受けた介護医療院です。
4. 当院は、患者の負担による付き添い看護は行っておりません。
5. 当院の看護又は介護の基準等は次のとおりです。

区分		病床数	入院基本料に係る届出内容の概要 (看護要員の対患者割合、看護要員の構成)
3階 A病棟	一般病床	49	1日に15人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。 なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。 ・朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。 ・夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は17人以内です。 ・深夜1時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は17人以内です。
3階 B病棟	医療療養病床	30	1日に14人以上の看護職員(看護師及び准看護師)及び看護補助を行う看護補助者が勤務しています。 なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。 ・朝9時～夕方17時まで、看護職員及び看護補助を行う看護補助者1人当たりの受け持ち数は6人以内です。 ・夕方17時～深夜1時まで、看護職員及び看護補助を行う看護補助者1人当たりの受け持ち数は16人以内です。 ・深夜1時～朝9時まで、看護職員及び看護補助を行う看護補助者1人当たりの受け持ち数は23人以内です。
	介護医療院	16	
4階 病棟	精神病棟	50	1日に10人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。 なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。 ・朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。 ・夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は25人以内です。 ・深夜1時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は25人以内です。
5階 病棟	精神療養病棟	49	1日に5人以上の看護職員(看護師及び准看護師)及び5人以上の看護補助者が勤務しています。 なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。 ・朝9時～夕方17時まで、看護職員及び看護補助を行う看護補助者1人当たりの受け持ち数は9人以内です。 ・夕方17時～深夜1時まで、看護職員及び看護補助を行う看護補助者1人当たりの受け持ち数は25人以内です。 ・深夜1時～朝9時まで、看護職員及び看護補助を行う看護補助者1人当たりの受け持ち数は25人以内です。

6. 地域包括ケア病床の病室は、次のとおりです。

303号室, 307号室, 308号室, 317号室, 319号室, 320号室, 321号室, 327号室
--

7. 介護医療院の病室は、次のとおりです。

357号室, 358号室, 359号室, 360号室, 361号室, 362号室, 363号室, 365号室
--

8. 入院費とは別に室料差額が必要な病室は、次のとおりです。ご希望の方は病棟師長までお申し出ください。

区分	部屋タイプ	病室	1日あたりの 利用料金(税込み)
3階A病棟	個室	305号室, 306号室, 312号室, 313号室, 315号室, 316号室, 317号室, 318号室, 319号室, 320号室, 321号室, 323号室, 325号室, 326号室	3,850円
介護医療院	個室	358号室, 359号室, 360号室, 361号室	880円
	2床室	357号室, 362号室	550円
4階病棟	個室	401号室, 402号室, 406号室, 407号室, 408号室, 409号室, 411号室, 412号室, 413号室, 415号室, 416号室, 451号室, 452号室, 453号室, 455号室, 456号室, 457号室, 462号室, 463号室, 465号室, 466号室	1,650円
5階病棟	個室	502号室, 503号室, 508号室, 509号室, 510号室, 511号室, 512号室, 513号室, 515号室, 516号室, 517号室, 518号室, 519号室, 520号室, 525号室, 526号室, 527号室	1,430円

■届出等による医療について

1. 当院は、次の施設基準に適合している旨、中国四国厚生局長に届出を行っています。

1) 基本診療料の施設基準

- | | | |
|--|----------------------|------------------------|
| ・情報通信機器を用いた診療に係る基準 | ・看護師等遠隔診療補助加算 | ・医療DX推進体制整備加算2 |
| ・一般病棟入院基本料(急性期一般入院料4) | ・療養病棟入院基本料(療養病棟入院料1) | ・精神病棟入院基本料(15対1入院基本料) |
| ・救急医療管理加算 | ・診療録管理体制加算3 | ・医師事務作業補助体制加算1(25対1) |
| ・急性期看護補助体制加算(25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割未満)) | | ・看護職員夜間配置加算(16対1配置加算2) |

- ・看護配置加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・精神科身体合併症管理加算
- ・医療安全対策加算 2
- ・データ提出加算 2、4
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料（地域包括ケア入院医療管理料 1）
- ・看護補助加算 2
- ・療養病棟療養環境加算 1
- ・依存症入院医療管理加算
- ・感染対策向上加算 2
- ・入退院支援加算 1
- ・協力対象施設入所者入院加算
- ・療養環境加算
- ・精神科地域移行実施加算
- ・栄養サポートチーム加算
- ・後発医薬品使用体制加算 3
- ・認知症ケア加算 2
- ・精神療養病棟入院料

2) 特掲診療料の施設基準

- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の注 3 に規定する救急搬送看護体制加算 2
- ・ニコチン依存症管理料
- ・プログラム医療機器等指導管理料
- ・精神科退院時共同指導料 1 及び 2
- ・往診料の注 10 に規定する介護保険施設等連携往診加算
- ・検体検査管理加算（Ⅰ）
- ・CT撮影及びMRI撮影（当院はマルチスライスCT装置を設置しています。）
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・通院・在宅精神療法の注 8 に規定する療養生活継続支援加算
- ・精神科ショート・ケア「小規模なもの」
- ・医療保護入院等診療料
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術
- ・医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 5 及び 6 に掲げる手術
- ・がん患者指導管理料イ、ロ
- ・がん治療連携指導料
- ・薬剤管理指導料
- ・別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の（3）に規定する在宅療養支援病院
- ・検体検査管理加算（Ⅱ）
- ・外来化学療法加算 1
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・認知症患者リハビリテーション料
- ・検査・画像情報提供加算（診療情報提供料（Ⅰ）の注 15）及び電子的診療情報評価料
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・小児食物アレルギー負荷検査
- ・無菌製剤処理料
- ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・精神科作業療法
- ・重度認知症患者デイ・ケア料
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・保険医療機関間の連携による病理診断

（件数は令和 5 年）

区分 2 に 分類される手術	手術 件数	区分 3 に 分類される手術	手術 件数	区分 4 に 分類される手術	手術 件数	その他の区分に 分類される手術	手術 件数
—	0	—	0	腹腔鏡下胆嚢摘出術 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術 腹腔鏡下虫垂切除術 腹腔鏡下直腸切除・切断術	4 2 1 1	—	0

- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・歯科外来診療感染対策加算 2
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・入院ベースアップ評価料 3 7
- ・初診料（歯科）の注 1 に掲げる基準
- ・歯科治療時医療管理料
- ・看護職員処遇改善評価料 3 1
- ・歯科外来診療医療安全対策加算 1
- ・歯科口腔リハビリテーション料 2

2. 入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

■明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

■保険外負担に関する事項

当院では、次に掲げるものについては、実費の負担をお願いします。

- 付添寝具使用料（ご希望の方は、1 日につき 210 円で付添寝具をご利用いただくことができます。）
- 金銭管理料（病状等により入院生活に必要な金銭の出納管理及び日用品の購入などの自己管理が困難な方について、個別契約に基づき代行業務を行います。1 日につき 55 円の金銭管理料をいただきます。）
- 齲蝕に罹患している患者の指導管理 フッ化物局所適応（1 口腔 1 回につき 1,100 円）
- 各種証明書等を交付する場合には、次に掲げる交付手数料をいただきます。（1 通あたり）

区 分	交付手数料	区 分	交付手数料	区 分	交付手数料
普通診断書	1,870 円	恩給年金診断書	4,950 円	健康診断書	1,870 円
自賠責診断書	3,850 円	生命保険用診断書	4,950 円	その他証明書	1,650 円
病歴書（カルテの写し等）	4,950 円	身体障害者診断書	2,750 円	精神保健法通院医療診断書	2,200 円
死亡診断書	2,200 円	死体検案書	3,630 円	生命保険受領診断書	4,950 円
変死体検案書	3,630 円	通院入院証明書	1,870 円	療養費支払証明書	1,870 円
特定疾患臨床調査個人票	4,950 円				

■ニコチン依存症管理料にかかる院内掲示

当院はニコチン依存症管理料の届出を行っており、禁煙のための治療的サポートをする禁煙外来を行っております。（予約制）

令和 7 年 2 月 1 日

西伯病院 院長 長谷川 純一